

病診連携室運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、渥美病院内に開設された病診連携室を拠点として、田原市医師会と渥美病院が相互連携して行う病診連携室運営事業に対し補助金を交付することにより、効率的で質の良い医療を提供することを目的とする。

(交付の対象及び交付額の算出方法)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとし、市長は、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 紹介患者・返信システム
- (2) 共同施設利用
- (3) 病院より診療所への紹介
- (4) 医療機能情報の相互提供
- (5) 症例検討会、講演会等の医学研修の交流
- (6) 相互信頼関係の確立及び継続
- (7) 統計データの作成及び提供

2 補助の区分、補助対象経費及び補助金限度額は、別表のとおりとし、その額を交付額とする。

(申請手続)

第3条 補助金の交付の申請は、田原市補助金交付要綱（以下「市交付要綱」という。）の補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとし、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出の時期は、当該年度の4月30日までとする。

(計画変更の承認)

第4条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市交付要綱の補助事業変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合において、次の各号に規定する変更については、この限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第5条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を得なければならない。

(実績報告書の提出)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を

超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市交付要綱の補助事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（関係書類の整備）

第8条 補助事業者は、書類を整備し、これらの書類を補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱及び市交付要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定については同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	対 象 経 費	補助金限度額
事務費	<p>田原市医師会と渥美病院が相互連携して行う病診連携室運営事業に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給料（事務員等） 2 職員手当（通勤手当等） 3 報償費（謝礼金等） 4 需用費（消耗品費、印刷製本費等） 5 役務費（通信運搬費等） 6 賃借料 7 その他の費用（法定福利費、備品購入費等） 	2,500,000円